【資料－３】　特定建築物一覧表

１　特定建築物（多数の者が利用する建築物）

耐震改修促進法第６条第１号、同施行令第２条に定められた建築物です。

No	用　途		特定建築物の規模要件	指示対象となる規模要件
1	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校	階数２以上かつ 1,000m² 以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500m² 以上 ※同左
		上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000m² 以上	
2	体育館（一般の公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
4	病院、診療所		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
5	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
6	集会場、公会堂		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
7	展示場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
8	卸売市場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
10	ホテル、旅館		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
12	事務所		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
15	幼稚園・保育所		階数２以上かつ 500m² 以上	750m² 以上
16	博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
17	遊技場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
18	公衆浴場		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
21	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）		階数３以上かつ 1,000m² 以上	
22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上
24	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		階数３以上かつ 1,000m² 以上	2,000m² 以上